

新潟 MR 技術研究会規約

第1章 総則

第1条：名称

本会は、新潟 MR 技術研究会と称する。

第2条：事務局

本会事務局は新潟大学医歯学総合病院 診療支援部放射線部門におく。

連絡先：〒951-8520 新潟市中央区旭町通 1-754

TEL：025-227-2709 FAX：025-227-2709

E-mail：niigatamrtech@gmail.com

第2章 目的および事業

第3条：目的

本会は MR 医学の基礎と臨床についての教育及び情報交換に重点を置き、臨床応用の推進を図り、学術の発展に寄与することを目的とする。

第4条：事業

本会はその目的を達成するために、年1回の研究会を開催する。

第3章 役員

第5条：種類及び定数

本会に次の役員を置く。

代表世話人 1名

副代表世話人 1名

世話人 若干名

監事 1名

事務局代表 1名

第6条：選任等

- (1) 世話人は MRI 撮影に従事する放射線技師とする。
- (2) 役員は世話人会の了承を得て決定し、任期を2年とする。ただし再任は妨げない。
- (3) 世話人の退任については、代表世話人の了承をえること。
- (4) 役員欠員が生じた場合は、これを選任補充することができる。ただし後任の任期については、前任者の残任期間とする。

第7条：世話人会等

- (1) 世話人会は、世話人によって構成される。
- (2) 世話人会は、代表世話人が召集し、議長を務める。
- (3) 研究会の内容に関しては、原則世話人会にて決定する。

第4章 総会

第8条：構成

本会の総会は、会員をもって構成される。

第9条：運営

総会は、毎年1回代表世話人が召集し、議長を務める。

総会では、事業報告及び収支決算その他を報告する。

第5章 会計

第10条：会費

この会の会費は次に掲げる額とする。

会費 1,000円(年間)

ただし、自然災害等の影響で研究会の内容が縮小され開催された場合においては、役員会での決議により一時的な会費の減額を可能とする。

第11条：会計監査

- (1) 本会の運営には、会費その他をもってこれに充てる。
- (2) 監事は会計その他を監査する。
- (3) 本会の収支決算報告書は、代表世話人が作成し、監査を経て世話人会の了承を受け、総会にて報告を行なう。

第6章 補則

第12条：会則変更

本会会則の変更は、世話人会で検討し、変更することができる。

第13条：後援

本会は、一般社団法人 新潟県診療放射線技師会からの後援を受ける。

付則

本会会則は平成 7年 7月 1日 より施行

平成 11年 5月 29日	一部変更	平成 17年 6月 11日	一部変更
平成 19年 3月 17日	一部変更	平成 21年 3月 28日	一部変更
平成 21年 6月 27日	一部変更	平成 22年 6月 26日	一部変更
平成 23年 9月 10日	一部変更	平成 24年 3月 17日	一部変更
平成 26年 3月 08日	一部変更	平成 27年 3月 28日	一部変更
平成 27年 6月 27日	一部変更	平成 28年 7月 30日	一部変更
平成 30年 7月 07日	一部変更	平成 31年 3月 16日	一部変更
令和 03年 2月 15日	一部変更	令和 04年 11月 26日	一部変更

令和05年1月16日 一部変更 令和5年8月30日 一部変更
令和06年3月23日 一部変更

会則施行細則

第1章 世話人

- (1) 代表世話人 金沢 勉 新潟大学医歯学総合病院
- (2) 副代表世話人 高田 芳博 新潟市民病院
- (3) 世話人
- | | |
|-------|-------------|
| 板垣 雄太 | 済生会新潟病院 |
| 姥澤 一哉 | 厚生連佐渡総合病院 |
| 大嶋 友範 | 新潟県立中央病院 |
| 荻原 義貞 | 新潟労災病院 |
| 近藤 達也 | 新潟大学医学部保健学科 |
| 佐野 広晃 | 立川総合病院 |
| 内藤 健一 | 新潟大学医歯学総合病院 |
| 加茂 隆太 | 新潟県立新発田病院 |
| 川本 尚樹 | 長岡赤十字病院 |
- (4) 監事 渡辺 静夫 新潟県立中央病院
- (5) 事務局代表 齋藤 宏明 新潟大学医歯学総合病院